

米国との新たな通商協議（いわゆる F F R）結果概要

平成 3 0 年 1 0 月

内閣官房 T P P 等政府対策本部

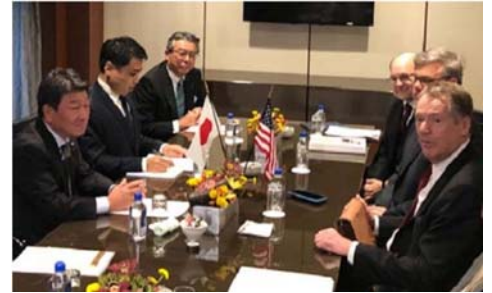
1. 茂木大臣、ライトハイザー通商代表による閣僚会合

9 月 2 5 日朝： 約 1 時間 閣僚間の会合

9 月 2 6 日午前：約 1 時間半 閣僚間の会合

（9 月 2 6 日午後： 日米首脳会談）

於 ニューヨーク



2. 結果概要（日米共同声明）

- （1）日米両国は、「日米物品貿易協定（T A G）」について交渉を開始することに合意した。
- （2）この協定は、日米双方の利益となることを目指すものであり、両国が交渉を行うに当たっては、日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限である、との、これまで繰り返し述べてきた立場を、米側も尊重 (respect) することが共同声明に明記された。我が国としては、最終的にも、この立場を維持する旨を明確に伝えた。
- （3）日米は今後信頼関係に基づき議論を行うこととし、交渉が行われている間、本合意の精神に反する行動を取らないことが確認され、交渉中は自動車に関する通商拡大法 2 3 2 条に基づく追加関税を課されることはないとの理解が首脳間及び閣僚間で明確に確認された。
- （4）「その他関税関連問題の早期解決に努める」ことも確認され、鉄鋼・アルミに関する追加関税問題についても早期の解決を行うこととした。
- （5）当面は、物品貿易に関する協定の交渉を行い、投資等の物品以外の事項についてはその後に交渉することにした。また、早期に結果を生じ得るものについても、並行して交渉を行うことにした。
- （6）日米の二国間交渉をスタートするに当たっても、我が国は T P P 1 1 の早期発効を目指すという立場に変わりはなく、その点も米国には明確に伝えた。